

参加資格調書

久留米市長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「久留米市市民センター警送品警備輸送業務委託」に係る入札への参加に関しては、下記の参加資格条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

なお、この書類を提出した以後に下記に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

記

1 参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ④ 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- ⑤ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- ⑧ 警備業について、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第3号に規定する現金運搬警備業務について、同法第5条第2項に規定する認定を受けていること。
- ⑨ 福岡県内において久留米市市民センター警送品警備輸送業務を行うことができる本店、支店又は営業所を有しており、突発的に生じた事態に対し、直ちに対応できる体制が整っていること。
- ⑩ 貨物自動車運送の営業について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている又は同法第36条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をしていること。